

柏崎市重層的支援体制整備事業 実施計画

人と人、人と地域がつながる支え合いのまちを目指して

令和6(2024)年3月策定

柏崎市

1. 事業の理念・目的

近年、少子高齢化や核家族化の進行とともに、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進み、人と人、人と地域のつながりが希薄になってきています。そして、社会のつながりの希薄化は、孤立やひきこもり、貧困や虐待といった問題を見えにくくし、深刻なものにしています。

このような社会の変化に伴い、暮らしの中で何らかの困難に直面し、生きづらさを抱える人が増えています。そして、8050 問題やダブルケアなどのように、個人や世帯が複数の課題を抱える事例では、個別課題への対応に加えて、全ての課題を把握した上で、課題を解きほぐしながら支援することが必要なケースが増加しています。加えて、生活上の困難や生きづらさを抱えているにもかかわらず、社会との関わりをほとんど持たないために相談につながらず、支援に行き着かないケースが、増加することが予想されます。

このように複雑化・多様化した課題を抱えるケースや、支援ニーズが潜在化しているケースに対する支援は、これまでの福祉政策が整備してきた、子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでは、十分な対応が困難になっています。

こういった状況を受け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、国は、令和 3 年 4 月に、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 52 号)により社会福祉法の一部を改正し、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の 3 つを市町村が一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

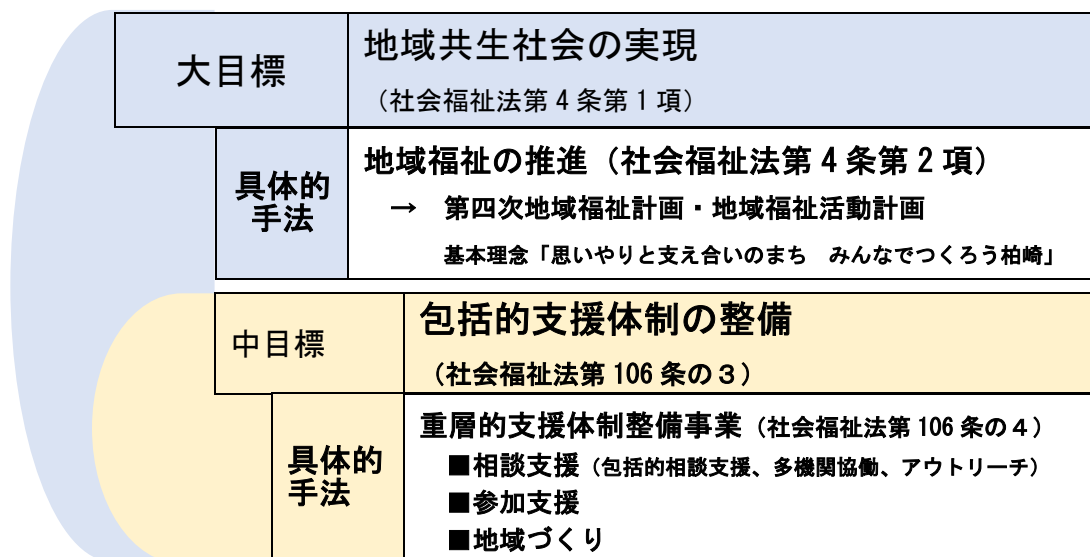
行政や事業者、団体の垣根を越えて、地域が一体となり、人びとの様々な困りごとを「丸ごと」受け止め、解決に向けてともに取り組む体制を整備することで、誰もが、住み慣れた地域で生きがいを持ち、いきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指します。

2. 計画の位置付け

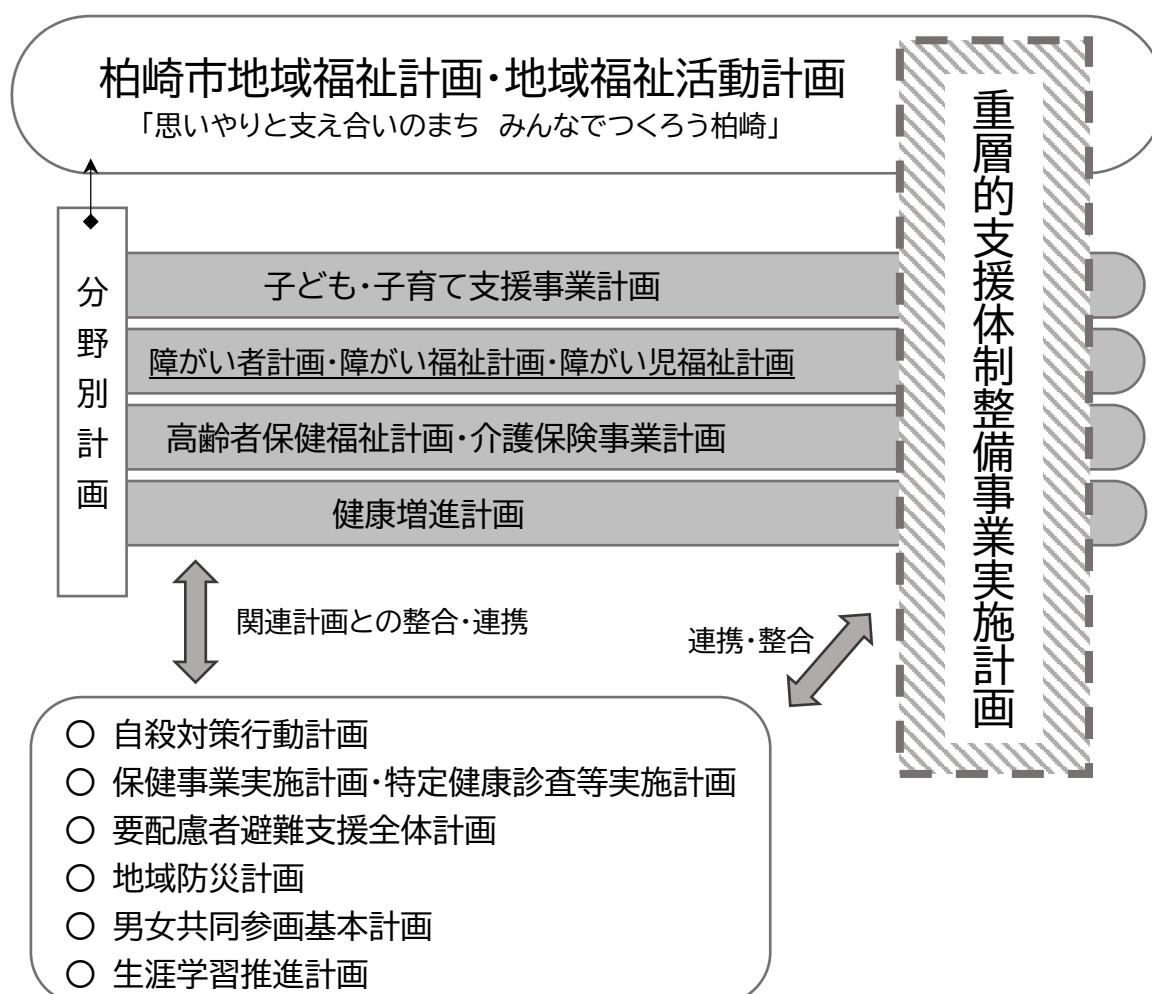
この計画は、社会福祉法第 106 条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項等を定めるものです。

また、この実施計画は、本市における保健・福祉分野の総合的な計画として地域福祉の理念や仕組み等を一体的に定めた「柏崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を達成するための具体的な手段の一つに位置付け、同計画の基本理念である「思いやりと支え合いのまち みんなでつくる柏崎」の実現のため、保健・福祉分野の各種実施計画との整合を図りながら、事業の推進を図ります。

【重層的支援事業の位置付け】



【各種関連計画の関係イメージ図】



3. 計画期間

年 度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
展 開 の イ メ ー ジ	周知・体制整備 (立ち上げ期)		活用・拡大 (発展期)			充実 (確立期)	
	・事業の周知 ・協議、共有の場の定着 ・社会資源やニーズの把握等 ・ニーズの把握		・場づくり（直営） ・場づくり支援（地域主体） ・新たな社会資源の開発			・アウトリーチ支援員の育成 ・支援ニーズと地域をつなぐ コーディネーターの配置	
見 評 直 価 し ・	計画期間中においても、毎年度の評価・見直しを行います。		評価 見直し 評価 見直し 評価 見直し 評価 見直し				

本事業は、次の3つのステージに分けて、取り組みを進めます。

【ステージ1_立ち上げ期(令和6(2024)年度・令和7(2025)年度)】

事業の開始から2年間で「立ち上げ期」と位置付け、庁内外の関係機関、町内会などの団体、企業、市民等に対する事業の周知と、多機関連携をはじめとする相談支援体制を整備し、重層的支援会議をはじめとする各種協議体の立ち上げと定着を図ります。また、関係機関相互が交流や情報交換するための機会を設け、それぞれが持つ強みや、実施するサービスの把握と共有を行い、それらに見える化することで、それぞれの守備範囲とその周辺の「のりしろ」を意識した、支援につながりやすい体制の構築に取り組みます。

【ステージ2_発展期(令和8(2026)年度～令和10(2028)年度)】

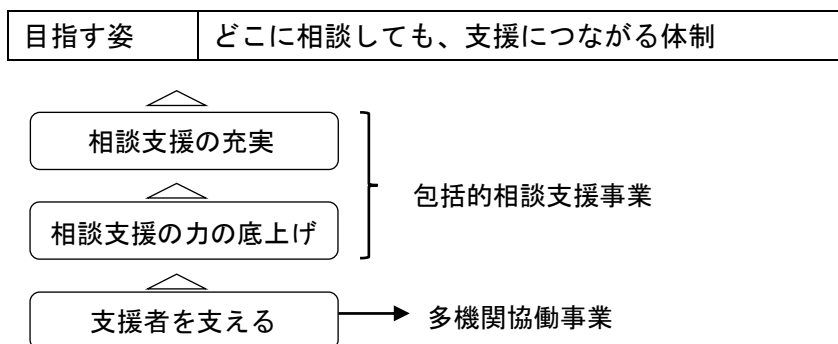
令和8(2026)年度から令和10(2028)年度までの3年間で「発展期」と位置付け、本事業の活用促進と、不足している社会資源の開発や拡大に、重点的に取り組みます。立ち上げ期において事業の周知や体制整備を図る中で、庁内外の関係者が対話や情報共有を繰り返し、本事業を活用することのメリットを相互に確認したうえで、関係者の活動や連携を通じて、より多くの関係機関にその理解を広げ、事業の活用促進を図ります。また、本事業が対象とする、複雑化・複合化した課題を有するケースや、制度の狭間にあって支援に結びつきにくいケース、社会的つながりが弱く支援ニーズが潜在化してしまっているようなケースに対応していく中で、不足している社会資源を整理し、新たな居場所や見守りのネットワークなど、社会資源の開発や立ち上げ支援に取り組みます。

【ステージ3_確立期(令和11(2029)年度～)】

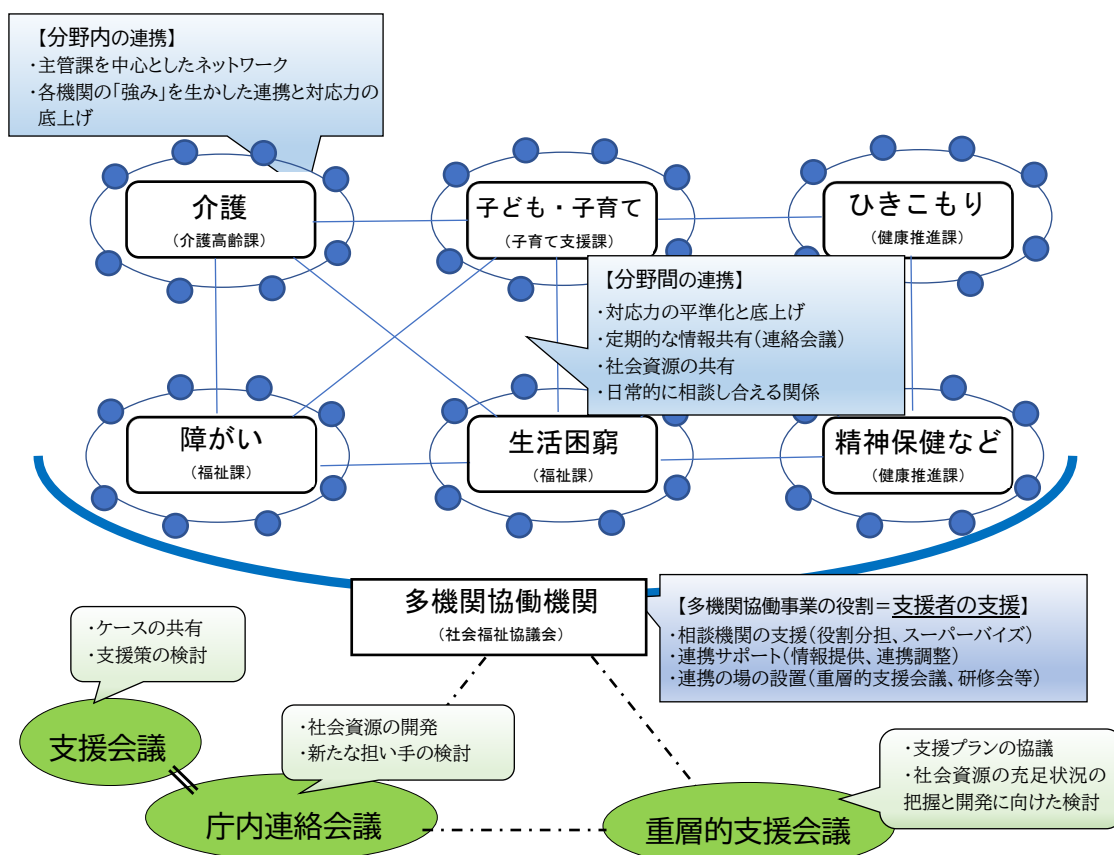
令和11(2029)年度以降を「確立期」と位置付け、本事業が将来にわたって持続できるよう、引き続き事業の活用、拡大に取り組みながら、重層的な支援体制の更なる充実を図ります。例えば、地域の中に人脈(ネットワーク)を築き、支援ニーズと地域の中にある社会資源のマッチングを行うコーディネーターを配置したり、地域との関わりの中で、潜在的な支援ニーズを抱える対象者を早期に発見し、繋がりを構築したりしながら、支援につなげるアウトリーチ支援員を配置することにより、人と人、人と地域をつなぎ、各事業が有機的に連携できる仕組みづくりに取り組みます。

4. 事業の内容と実施体制について

(1) つながる相談支援



【相談支援体制のイメージ図】



ア 包括的相談支援事業

ポイント	多機関が連携する、つながる相談支援
------	-------------------

【説明】

各分野の主管課を中心とした分野内連携と、定期的な情報共有の場を活用した分野間連携に取り組み、たらい回しの無い「つながる相談支援体制」の構築に取り組みます。

実施体制

	機関名	内容(対象)	運営形態	担当課
介護	介護高齢課	高齢者に関すること	直営	介護高齢課
	地域包括支援センター		委託 (7 か所)	
障害	福祉課	障害者に関すること	直営	福祉課
	相談支援センター		委託 (5 か所)	
子ども・子育て	子育て支援課 保育課 学校教育課	こどもや子育て家庭に関すること	直営	子育て支援課 保育課 学校教育課
生活困窮	福祉課	生活困窮者支援に関すること	直営	福祉課
	自立相談支援		委託	
ひきこもり	ひきこもり支援センター	ひきこもり支援に関すること	直営	ひきこもり支援センター
精神保健など	健康推進課	メンタルヘルス不調など精神保健福祉に関すること	直営	健康推進課

【毎年度の目標】

各分野の基盤強化を推進します。

イ 多機関協働事業

ポイント	複雑化・複合化したケース等の課題の解きほぐしと支援者支援
------	------------------------------

【説明】

複雑化・複合化したケースを抱える支援機関の負担を軽減するため、多機関協働機関が、課題の解きほぐし、支援関係機関の役割分担の再構築、支援の方向性の整理といった事例全体のコーディネート(調整)を行います。

また、重層的支援会議を開催し、支援プランの検討、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行います。

実施体制

機関名	内容(対象)	運営形態	担当課
多機関協働事業者 (柏崎市社会福祉協議会)	多機関協働事業に関する事	委託	福祉課

【毎年度の目標】

関係機関と情報共有を図り、的確な支援プランの検討や見直しを実施します。

支援機関担当職員等の意識向上のための研修会を実施します。

ウ 重層的支援会議・支援会議・庁内連絡会議

ポイント	事業を支える3つの会議体 (1)重層的支援会議：支援プランの協議と社会資源の整理 (2)支援会議：困難ケースの共有と支援方針の理解 (3)庁内連絡会議：社会資源の開発と担い手の検討
------	---

【説明】

重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するため、3つの会議体を設置し、関係者間の協議を通じて、対応困難な事例に係る情報の共有や支援方針の検討を行います。また、不足する社会資源の把握と開発に向けた協議を行い、支援につなげるための資源開発に取り組みます。

(7) 重層的支援会議

複雑化・複合化した支援ニーズを有するケースのうち、事業の利用に係る本人同意を得ているものについて、支援が適切かつ円滑に実施されるよう、支援関係機関が参加する会議を開催し、次の3点に取り組みます。

- ①支援プランの適切性の協議
- ②支援プラン終結時等の評価
- ③社会資源の充足状況の把握と開発

実施体制

機関名	内容（対象）	運営形態	担当課
多機関協働事業者 （柏崎市社会福祉協議会）	重層的支援会議の開催に関する こと	委託	福祉課

(イ) 支援会議

複雑化・複合化した支援ニーズを有するケースのうち、事業の利用に係る本人同意を得られないものについて、社会福祉法第106条の6の規定に基づき、会議の構成員に守秘義務を課し、支援会議を開催します。

会議では、複雑化・複合化した課題や潜在的な課題を抱える方の情報を、関係者間で適切に共有し、それぞれが把握しておくことで、必要なときに、必要な支援を円滑に進めるための体制を整えます。支援会議は、「気になる事例の情報共有」「見守りと支援方針の理解」「緊急性がある事案への対応」などの役割を果たします。

実施体制

機関名	内容（対象）	運営形態	担当課
・ 庁内関係課 （福祉課、介護高齢課、健康推進課、ひきこもり支援センター、子育て支援課、学校教育課、保育課） ・ 多機関協働事業者（柏崎市社会福祉協議会）	支援会議の開催に関する こと	直営 （一部委託）	福祉課

(ウ) 庁内連絡会議

情報共有と庁内連携促進のための協議の場として、庁内連絡会議を組織し、定期開催します。会議では、分野間連携の促進を図るための情報共有のほか、重層的支援会議や支援会議と連携を図りながら、不足する社会資源の開発に向けた具体的な検討や、社会資源の担い手の検討などに取り組みます。

実施体制

機関名	内容（対象）	運営形態	担当課
・庁内関係課 （福祉課、介護高齢課、健康推進課、ひきこもり支援センター、子育て支援課、学校教育課、保育課） ・多機関協働事業者（柏崎市社会福祉協議会）	庁内連絡会議の開催に関する事	直営 （一部委託）	福祉課

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

ポイント	寄り添い、つながり続ける支援
------	----------------

【説明】

地域社会とのつながりが弱い人の中には、自ら声を上げて支援ニーズを表明することが苦手だったり、本人の生きる意欲が低下して自暴自棄の状態になってしまったり、自分自身が置かれている環境に満足し、困っている状況を認識できていなかったりするケースもあります。こういったケースでは、本人や家族との間につながりを築きにくいいため支援ニーズが埋もれやすく、結果として、顕在化したときには深刻な状態になっているケースが見受けられます。

このようなケースでは、目の前にある課題の解決を目指す従来型の支援に加えて、訪問等を通じて、本人や家族の言葉に耳をかたむけ、寄り添い、つながり続ける伴走型の支援が求められます。

アウトリーチ等を通じた継続的支援では、支援に繋がりにくい人に寄り添い、つながり続ける伴走型の支援に取り組み、本人や家族との信頼関係を構築し、地域社会とのつながりの回復をはじめ、必要な支援につながるよう支援します。また、地域コミュニティの中にある見守りや支え合い、居場所づくりといった様々な取り組みの中から、地域において、緩やかにつながり続ける体制の整備を目指します。

実施体制

事業名	内容（対象）	運営形態	担当課
ひきこもり支援事業	必要な支援が届いていない人に対して、定期的な訪問等により信頼関係を構築し、必要な支援につながるよう支援します。	直営	ひきこもり支援センター
保健福祉相談支援事業	本人の悩みに寄り添い、伴走しながら、本人や家族との信頼関係を構築し、必要な支援につながるよう支援します。	直営	健康推進課

【毎年度の目標】

家庭訪問などを定期的に見直し、アウトリーチの強化を推進します。

(3) 参加支援事業

ポイント	場づくり、社会とのつながり回復支援
------	-------------------

【説明】

地域社会とのつながりが弱い人や世帯に対し、本人や家族の状態に寄り添いながら、社会とのつながりを段階的に回復するための場づくりを行います。また、地域が主体となって取り組む場づくりの立ち上げや運営の支援を行います。

本人や家族の多様な支援ニーズに対応するためには、地域の社会資源などを活用し、多様な関わりや接点を持つ視点が大切です。参加支援事業では、本人や家族の支援ニーズと地域資源や支援メニューのマッチングを行う、(仮称)参加支援コーディネーターを配置し、地域とのつながりを意識しながら、取組を進めます。

実施体制

事業名	内容（対象）	運営形態	担当課
ひきこもり支援事業	ひきこもりの状態にある人などに対して、社会とのつながりを回復するための支援を行います。	直営 (1 か所)	ひきこもり支援センター
ふれあいルーム推進事業	主として学齢期にある、不登校などの状態にある子どもに対し、集団生活への適応支援、居場所の提供などを行い、学校や社会への復帰を目指す支援を行います。	直営 (1 か所)	学校教育課

【毎年度の目標】

地域の社会資源の把握に努め、的確な参加支援プランの検討及び見直しを実施します。

(4) 地域づくり事業

ポイント	つながり、見守り、支え合いのネットワークづくり
------	-------------------------

【説明】

介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくり事業の取組を一体的に実施し、世代や属性を超えて、住民同士が交流できる場や居場所の整備を行います。

また、地域で実施されている個別の活動や人材を把握し、担い手同士が出会い、学び合う機会を創出することで、地域活動の活性化や発展を図るほか、住民同士の見守りや支え合いのネットワークづくりの機運の醸成を図ります。

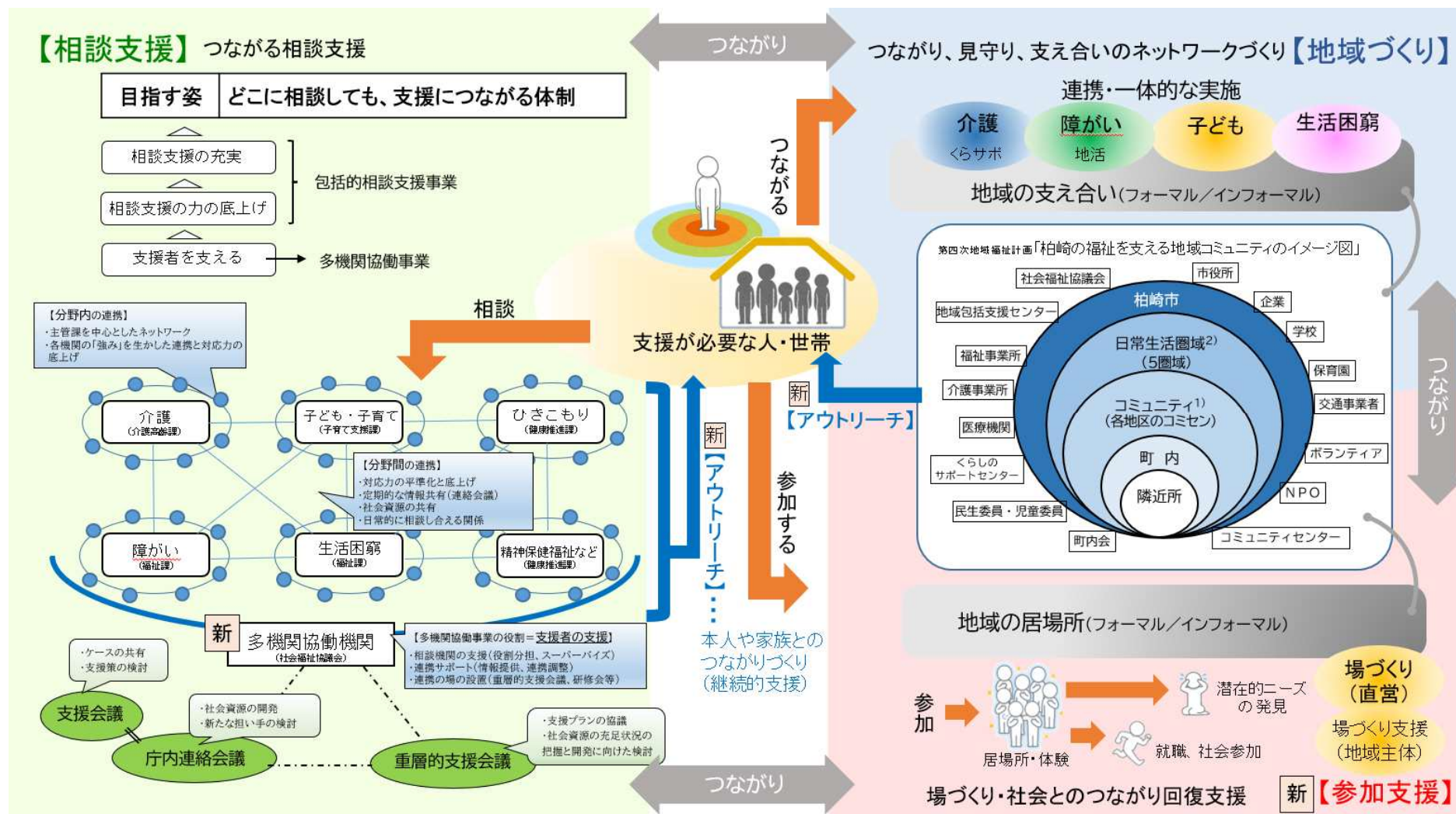
実施体制

	事業名	主な対象 (柔軟に対応)	運営形態	担当課
介護	地域介護予防活動支援事業 (くらしのサポートセンター事業)	高齢者	直営 (23 地区)	介護高齢課
	地域介護予防活動支援事業 (高齢者運動サポーター、コツコツ貯筋体操)		直営 (R4 年度実績) ・サポーター289 人 ・体操186 会場	
	生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーター)		委託 (7名)	
障害	地域活動支援センター事業(機能強化事業)	障害者	委託 (1か所)	福祉課
子ども・子育て	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援室、ジャングルキッズ)	こども、 子育て家庭	直営 ・ジャングルキッズ 1か所 ・子育て支援室 〃 公立園 5カ所 私立園 7カ所	保育課

【毎年度の目標】

各分野の基盤強化を推進します。

5. 事業の全体像



策定及び改定履歴

令和6(2024)年3月 策定

令和8(2026)年4月 改定